

「IPアドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書								
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>(付 則) <u>19 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。</u></p>								
<p>別 紙 5. IPアドレス維持料 IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log₂(IPv4 アドレスの総数-9)}) + 消費税および地方消費税相当額 (単位 : 円) ・ IPv6 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log₂(IPv6 アドレスの/56 の個数-23)}) + 消費税および地方消費税相当額 (単位 : 円) <p>注4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。 注5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は <u>52,500 円</u>とする。 注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>別 紙 5. IPアドレス維持料 IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log₂(IPv4 アドレスの総数-9)}) + 消費税および地方消費税相当額 (単位 : 円) ・ IPv6 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log₂(IPv6 アドレスの/56 の個数-23)}) + 消費税および地方消費税相当額 (単位 : 円) <p>注4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。 注5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は <u>54,000 円 (うち消費税 4,000 円)</u>とする。 注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>								
<p>7. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1" data-bbox="53 1018 763 1209"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移 転を受ける時、1 件につき <u>84,000 円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移 転を受ける時、1 件につき <u>84,000 円</u>		<p>7. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1" data-bbox="1102 1018 2024 1209"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移 転を受ける時、1 件につき <u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移 転を受ける時、1 件につき <u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u>	
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移 転を受ける時、1 件につき <u>84,000 円</u>									
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移 転を受ける時、1 件につき <u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u>									